

記入例

地区除外申請書

このたび下記の土地について、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納入します。

併せて、意見書を交付願います。

農地以外に転用する場合、農業委員会へ提出が必要

年 月 日

転用組合員	住所	矢吹町八幡町409-1	判
	氏名	矢吹 原夫	
転用関係者	住所		印
	氏名		
代理人	住所		印
	氏名		

矢吹原土地改良区 理事長 様

○転用関係者:所有権等の権利の移転・設定が伴う場合(建設業者等)

○代理人:書類の作成代理者(行政書士等)

1. 土地の所在 裏面のとおり
2. 除外図(登記地籍図等) 別紙のとおり
3. 位置図(住宅地図等) 別紙のとおり
4. 農業委員会(県知事)に(転用申請書・転用届出書)を提出しようとする日。

〇〇〇〇年〇月〇日

転用地にかかる
水系会長の記名押印

上記確認済 年 月 日

関係水系会長

〇〇 〇〇

水
印

市町村	大字・字	地番	地目	用途	台帳面積	転用面積	継続面積	転用目的	備考
矢吹町	曙町	377	田	田	3,770	1,500	2,270	宅地	
//	八幡町	409-1	田	田	4,091	4,091	0	宅地	

意見書

年 月 日

矢吹原土地改良区 理事長 蛭田 泰昭

上記土地の転用に係る、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

1. 土地改良施設の利用を害さないための工事施行

工事施行に当って当改良区と連絡をとり、水路、排水路、道路、その他施行に害を及ぼさないよう厳重に注意施行すること。

2. 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧

土地改良区施設等にき損を生じた場合は、速やかに連絡し、土地改良区の指示に従うこと。

3. 汚濁物の水路への流入防止

土地改良施設管理の用水路、排水路等には一切排水しないこと。

4. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置

その他必要な事項については、土地改良区の指示に従うこと。

5. 組合費の決済

土地改良法第42条第2項の規定に基づき必要な決済金を当土地改良区の指示する日までに納入すること。

6. その他

近隣に用排水路等がある時は、その状況に応じて転用者負担により安全施設を設置すること。

転用に際し、上記各事項について異議なく了承します。

転用関係者がいる場合

転用組合員

矢吹 原夫

判

転用関係者

印